

(別紙 1)

次世代の教育情報化推進事業（情報活用能力の育成に関する実践的調査研究） 情報教育の体系的な推進

1. 趣旨

急速に情報化が進展する社会の中で、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を、各学校段階・各教科等の学習活動を通じて体系的に育成する重要性がますます高まっている。また、平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」において、情報活用能力（プログラミング的思考やICTを活用する力を含む）は、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、教科等の枠を越えて、全ての学習の基盤として生まれ活用される資質・能力と位置付けられ、各学校のカリキュラム・マネジメントの実現を通じて、確実に育成することとされた。

このことを踏まえ、本事業においては、次期学習指導要領の実施を見据え、推進校を指定し、教科横断的な情報活用能力の育成に係るカリキュラム・マネジメントの在り方等に関する実践的な研究を実施する。

2. 委託先（公募対象）

公募要領「4. 公募対象」のとおり。

3. 事業内容

(1) 受託者の取組

① 推進校の設置

受託者は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（定時制・通信制課程を除く）の中から推進校を指定する。推進校は1受託者当たり1校を原則とするが、複数の学校が共通の課題を設定し、連携して実践研究を行うことも可能とする。また、受託者において十分な支援・監督を行うことが可能と認められる場合に限り、異なる課題を設定する複数の学校を推進校とすることができる。

② 指導体制の確立（研究推進委員会の設置等）

受託者は、事業実施に当たり、推進校が実践を通じて行う情報活用能力の育成に係るカリキュラム・マネジメントの在り方や、それに基づく単元の開発、指導方法・教材の利活用等（プログラミングや情報セキュリティに関する学習活動を含む）に関する実践的な研究の実施に対して、適切な支援・監督等を行う研究推進委員会を設置するとともに、事業の円滑な実施に必要な体制を整えること。

研究推進委員会の委員は、推進校をはじめとする実践者、教育委員会や学校関係者等から構成するものとし、必要に応じて情報教育や教科教育に関する外部有識者を加えること

も検討すること。また、その場合は、本事業終了後も継続して指導・助言が可能となるよう留意すること。

③ 推進校における取組の計画・支援・監督等

受託者は、推進校における取組について、計画・支援・監督を行う。その際、以下の点に留意すること。

- i) 中央教育審議会答申（※）を踏まえ、情報活用能力を構成する資質・能力等を十分に理解し、児童生徒に育む情報活用能力を明確にし、指導の体系化を図ること。その際、プログラミングや情報セキュリティを含む情報活用能力全般の育成に向けた実践を行うこと。
- ii) カリキュラム・マネジメントの観点から教育課程の編成を工夫し、教科間の指導を相互に関連付けるなど、教科横断的に情報活用能力の育成を行うこと。なお、高等学校及び中等教育学校後期課程においては、共通教科「情報」を中核としつつ、各教科等においても情報活用能力の育成を行うことに留意すること。
- iii) 各教科等における情報活用能力の育成に係る指導に当たっては、当該教科等において指導される目標・内容との関連が明確であるよう留意すること
- iv) より効果的な学習成果が得られると考えられる場合は、地域、大学、民間企業等との連携を積極的に行うこと。
- v) 情報活用能力の育成の観点や「主体的、対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）の実現に向けた指導方法の改善の観点からも、ICTの効果的・計画的な活用についても十分に留意すること。
- vi) 本事業の受託者間において、各推進校の取組に関する情報交換等を積極的に行うことも視野に入れること。
- vii) 平成28年度実施事業『情報通信技術を活用した教育振興事業「情報教育推進校（IE-School）」調査研究』の成果を踏まえること。

※「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（中央教育審議会 平成28年12月21日）

- ・ 情報活用能力を構成する資質・能力について 別紙3-1を参照
- ・ カリキュラム・マネジメントについて 第4章 2（2）を参照

④ 事業の報告

i) 事業の進捗状況等の報告

本事業における研究の実践状況等の報告を、別途、本事業の取りまとめを行う民間委託事業者が設置する企画検証委員会に対して行うこと。また、民間委託事業者が実施する連絡協議会等に代表者が参加し、進捗状況等の報告をするとともに指導助言を受け、取組の改善を図るようにすること。

(連絡協議会、成果報告会に要する旅費については、民間委託事業者より、代表者2名分を、文部科学省の関係規定に基づき支給する。)

※連絡協議会：平成29年5月頃を予定

ii) 公開授業の実施等

教科横断的な情報活用能力の育成に関する公開授業を実施するなど、他校への成果の普及に努めること。

iii) 成果報告の実施

民間委託事業者が実施する成果報告会において、成果報告を行うこと。成果報告の時期と場所は別途、民間委託事業者から連絡する。

(連絡協議会、成果報告会に要する旅費については、民間委託事業者より、代表者2名分を、文部科学省の関係規定に基づき支給する。)

※ 成果報告会：平成30年2月頃を予定

iv) 成果報告書等の提出

「4. 提出する成果物等」のとおり。

(2) 推進校の取組内容

以下の事項について取り組むこととするが、その際、本事業の成果が他校における情報活用能力の育成に活用できるよう留意すること。また、これらの実践研究は受託者が設置する研究推進委員会の支援・監督の下で行うこと。

① 情報活用能力の育成のためのカリキュラム・マネジメントの方法等の整理

情報活用能力の育成のためのカリキュラム・マネジメントを進める上での工夫や課題をまとめ、整理すること。その際、学校長を中心とした組織体制など、学校全体で教科横断的に情報活用能力を育成するための環境を整えるとともに、自校における情報教育（情報活用能力の育成）の基本的な在り方を検討し、学習活動、指導方法、カリキュラム評価や指導体制の構築等を含む全体計画を作成するなど、学校全体で情報教育の推進に関するビジョンを共有しながら取り組むこと。

i) 教科横断的な視点でのカリキュラム編成

- ・平成28年実施事業『情報通信技術を活用した教育振興事業「情報教育推進校 (IE-School)」調査研究』の成果を踏まえながら、児童生徒に育む情報活用能力を整理し、各教科等の年間指導計画と関連させ、情報活用能力の育成について教科横断的なカリキュラム編成を行う際の課題・工夫等をまとめ、整理すること。
- ・教科横断的なカリキュラム編成を行うに当たっては、各学校において児童生徒に育む情報活用能力を明確にするとともに、情報活用能力の育成に必要な各教科等の教育内容を洗い出し、それらを組織的に配列したり、下記の②での授業実践において評価・改善を積み重ねたりするなどして、情報活用能力を教科横断的に、バランスよく育成する年間指導計画の作成・改善を行うこと。単元や題材のまとまりの中で、

指導内容のつながりを意識しながら、効果的に情報活用能力を育成するような編成とすること。

- ・ 各教科等間の横断的なつながりだけでなく、目標と指導・評価、教科内の学年間や単元間、学習内容と時期、単元指導計画や指導案など、学校経営において必要となる様々な要素とのつながりの視点を持って編成の工夫・改善を行うこと。

ii) 情報教育（情報活用能力の育成）の目標設定やPDCAサイクルの確立

- ・ 学校全体で情報教育の推進に関するビジョンを共有するとともに、教育内容の質の向上に向けて、児童生徒や地域の実情等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立し、その内容や方法、課題等について整理すること。その際、カリキュラムのマネジメントサイクルは、年間や学期、単元、授業などの様々なレベルにおいて考えられることに留意すること。

② 情報教育（情報活用能力の育成）における授業設計

- ・ 「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）の視点を持ち、単元や題材のまとまりの中で、情報活用能力を育成する単元の開発や課題の設定に関する研究を行い、指導事例（単元指導計画、指導案等）を作成すること（4～5事例程度を想定）。なお、各教科の目標を、情報活用能力を育成する活動を通じて実現するという視点を持って計画的に指導することとし、各教科等の目標・内容との関連が希薄にならないよう留意すること。
- ・ 単元を構想する際には、目標に対応する評価方法も明らかにすること。

③ 成果の普及（公開授業の実施等）

受託者との共催により、児童生徒の発達の段階を踏まえた、教科横断的な情報活用能力の育成に関する公開授業を実施するなど、他校へ成果の普及に努めること。

(3) その他

本事業に関連するものとして、文部科学省が必要と判断した調査やアンケート等の実施に協力すること。この調査やアンケート結果などのデータについては、その目的の範囲内で、文部科学省において状況の分析等に用いることができるものとする。なお、文部科学省に提出するデータは個人が識別されないものとする。

4. 提出する成果物等

(1) 成果報告書（製本及び電子媒体）

- ・ 部 数 8部
- ・ 規 格 A4判タテ カラー（50ページ程度を想定）
- ・ 用 紙 本文：PPC用紙 白色度70%（同等もしくはそれ以上の品質）

- ※ 電子媒体については、word ファイルにて提出すること。
- ※ 事業の成果等を取りまとめたものを、下記提出先に 3 月上旬までに提出すること。(具体的な提出日は、企画検証委員会等と別途協議の上決定する。)

<提出先>

①電子メール

johokyoiku@mext.go.jp

②郵送先及び本件担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2

文部科学省生涯学習政策局 情報教育課 情報教育振興室情報教育推進係 宛

TEL:03-5253-4111 (内線2659)

- ※ 成果報告書は、必ずしも業者にて印刷製本をしなくてもよい。ただし、自前で製本する場合は容易に散逸することが無いように、左端 2 か所をホチキス止めした後製本テープにて製本すること。

- (2) 民間委託事業者において取りまとめる事業報告書に掲載する資料
詳細は、企画検証委員会にて整理の上、別途連絡する。